



# 島根県報

令和8年2月3日(火)  
号外 第15号  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 【告示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(〃)	3

# 告示

**島根県告示第57号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱75番4地先から同73番2地先まで	A 前	メートル 6.26～ 62.89	メートル 267.22	県央県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 町道移管 ダブルウェイ解消
				12.08～ 114.30	232.35		
			後 B	12.08～ 80.10	232.35		
〃	485号	隱岐郡隱岐の島町飯美242番1地先から同地先まで	前	15.55～ 17.24	28.00	隱岐支庁県土整備局	災害防除工事 拡幅
			後	18.87～ 21.14	28.00		
県道	津和野田万川線	鹿足郡津和野町中山353番2地先から同1783番1地先まで	前	11.54～ 24.97	178.14	益田県土整備事務所津和野土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後	13.12～ 34.89	178.14		

**島根県告示第58号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隱岐郡隱岐の島町飯美242番1地先から同地先まで	メートル 28.00	令和8年 2月3日	隱岐支庁県土整備局	
県道	浜田美都線	浜田市弥栄町木都賀イ260番甲3地先から同イ258番1地先まで	メートル 108.95	令和8年 2月3日	浜田県土整備事務所	